

# 教育職員の働き方改革に関する取組方針

(給特法第8条第1項に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画)

本県では県立学校における働き方改革の取組により教職員の時間外在校等時間を着実に縮減してきたが、依然として在校等時間が長時間に及び職員が存在。このような中、令和7年6月に改正給特法が成立し、教育委員会は国が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことから、現在の「教職員の働き方改革に関する取組方針」を改定し、実施計画として位置付けるとともに、業務分担の見直し等の在校等時間の長時間化を防ぐ新たな措置を追加し、取組の加速化を図る。

## 現状と課題

### 1. 時間外在校等時間(月80時間超職員)

報告者数 H30: 1,517人 ⇒ R6: 1,126人  
職員割合 H30: 26.2% ⇒ R6: 19.7%

★依然として長時間勤務職員が一定数存在

### 2. ワーク・ライフ・バランス

年休取得 R2: 11.3日 ⇒ R6: 13.7日  
男性育休 R2: 5.6% ⇒ R6: 41.1%

★更なる向上に向けて一層の促進が必要

## 目標

### 1. 時間外在校等時間

項目	令和6年度	令和12年度
月45時間以下職員割合	69.6%	100%
1箇月平均時間	35.5h	30h程度*
年360時間超職員割合	54.0%	30%以下*

※令和11年度までの達成を目指す指標

### 2. ワーク・ライフ・バランス

項目	令和6年度	令和12年度
年休平均取得日数	13.7日	15日以上
男性育休取得率	41.1%	85%*

※令和11年度までの達成を目指す指標

## 措置の内容

### 1. 学校・教師の「業務の3分類」を踏まえた見直し

- ・学校又は教師の業務の3分類を踏まえ、業務分担の見直しや適正化を推進
- ・保護者及び地域住民等の参画を得ながら学校の実情に応じて運用
- ・教職員が相互に連携・協働。特定職員の負担が過度にならないよう留意

#### 学校以外が担うべき業務

- 学校徴収金の徴収・管理
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の対応

#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
- ICT機器等の保守管理
- 校舎・学校プール等の施設・設備の管理
- 部活動

#### 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、成績処理等
- 学校行事の準備・運営
- 進路指導の準備
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

### 2. 学校における業務の適正化の推進

- 授業時数の見直し・平準化、学校行事の精選・統合
- 日課表の適切な設定
- 校務DXの推進
- 若手教育職員等への支援
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- 校内清掃
- 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備

### 3. 体制整備等

- 協働的な業務改善の促進
- 校長のリーダーシップ、マネジメント力向上への支援
- 学校の指導運営体制の充実

### 4. 教育職員の健康及び福祉の確保

- 医師による面接指導
- 健康診断及びストレスチェックの実施
- 心身の健康問題に関する相談窓口
- 年次有給休暇取得の促進等 等

### 5. 留意事項

- ・形式的な上限達成の目的化、虚偽記録の禁止
- ・持ち帰り業務の抑制と実態把握・縮減
- ・休憩時間の確保等
- ・学校運営協議会の活用を通じた保護者・地域住民等への周知と理解・協力
- ・学校評価の適切な活用

## 計画期間

令和8年度から令和12年度まで